

市川三郷町森林整備計画

山梨県

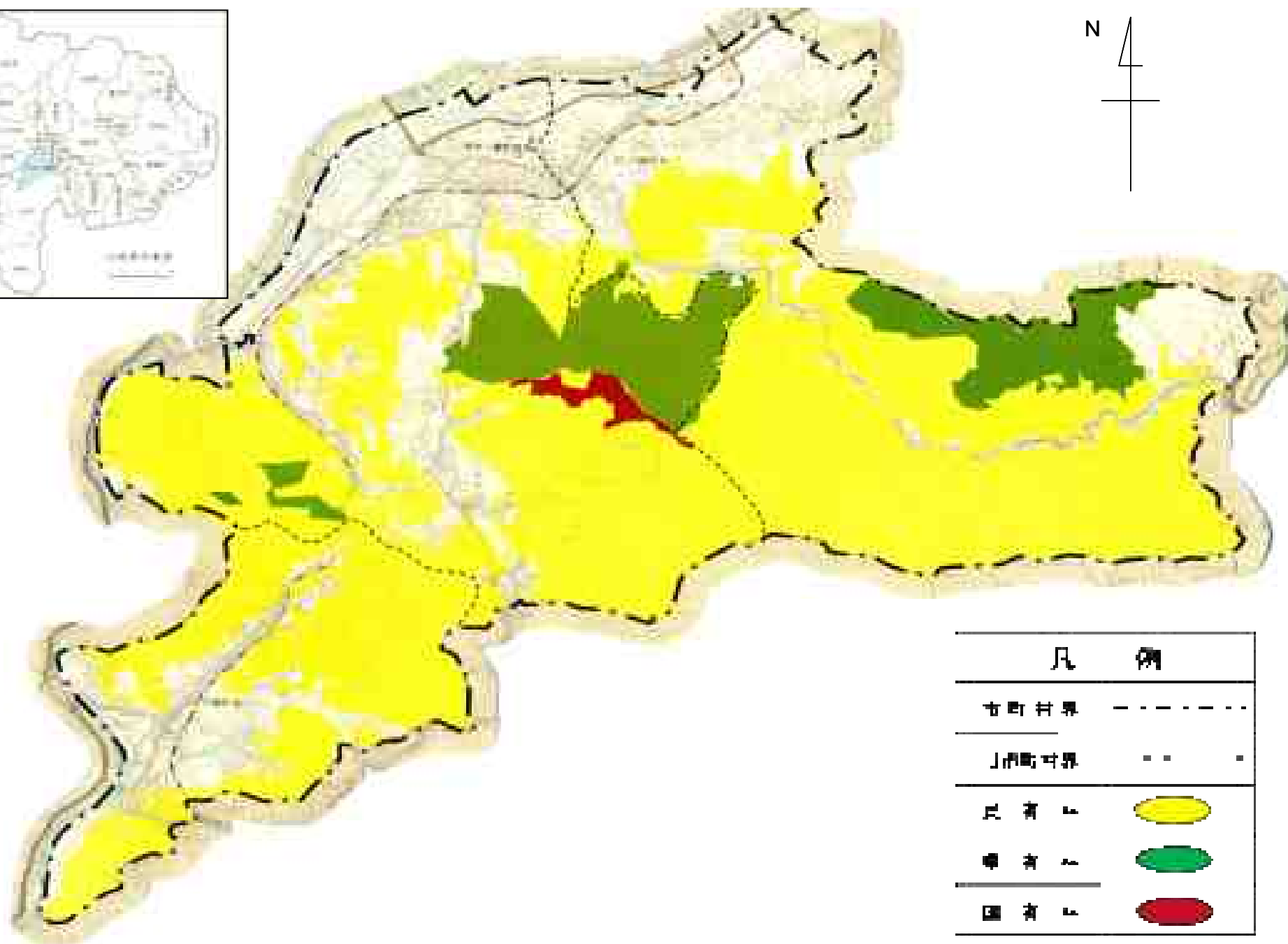
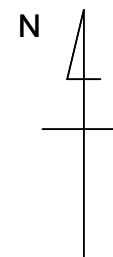
市川三郷町

市川三郷町森林整備計画

計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

山 梨 県
市 川 三 郷 町

市川三郷町森林整備計画 市町村位置図



凡 例	
市町村界	-----
市界	----
公有地	
公有地	
国 有 地	

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	20
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	20
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5	その他必要な事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22

4	その他必要な事項	22
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	24
3	作業路網の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	26
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害防止の方法	29
2	その他必要な事項	29
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	30
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる項目を除く）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	31
4	その他必要な事項	31
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	32
2	生活環境の整備に関する事項	32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項	33
5	住民参加による森林の整備に関する事項	33
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
7	その他必要な事項	33

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は山梨県の南西部に位置し、森林面積4776.05ヘクタール（国有林58.66ヘクタール、県有林627.97ヘクタール、町有林146.85ヘクタール、財産区有林196.77ヘクタール、私有林3745.8ヘクタール）で、総面積の63.5%を占めている。そのうちヒノキを主体とした人工林面積は1599.88ヘクタールであり、人工林率は33.5%である。

現状ではこれらの人工林は各地に分散し、一部の地域においては地すべり地帯に位置している為、施業の共同化が行いにくい状況にあるが、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性がますます高まっていることから人工林の間伐等の森林整備や住宅地周辺の森林整備・森林組合等の林業経営体を中心とした里山の整備・保全を図ることにより、森林の公益的機能を十分に発揮させていくことが重要である。

森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や相続未登記等の理由から、森林を集約化することが困難である事等が影響して森林整備が進まず、道路沿線や人家・公共施設周辺の森林では台風の大型化等により風倒木被害の危険性が高まり、里山が藪になったため景観の悪化や農地周辺にシカやイノシシ等が定着し農林業被害が常態化する等、森林が有する公益的機能の低下に加えて生活環境に影響を及ぼす問題が発生している。

今後、林業の活性化及び森林整備を促進するためには利用間伐を積極的に推進することが必要となってくるため、林道・林業専用道・森林作業道の整備を積極的に推進していくことが必要である。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する諸機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、多面的機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

具体的には、水源の^{かん}涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は樹木の根系が発達し立木の倒伏の危険が少ない森林とし、藪になった里山の森林は林内が明るくて見通しが良く、特に農地周辺では耕作放棄地の対策等とも連携して獣害を防ぐ緩衝帯となる森林の整備を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施をする。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

また、上記の諸機能に加え生活環境に影響を及ぼす森林については、道路沿いや人家・公共施設周辺の森林は間伐及び高齢化し樹高の高くなった林分の積極的な更新を図り、藪になった里山の森林は除伐、間伐等を実施することにより、安全な生活環境の整備、美しい里山の景観形成、農林業等の環境整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。また、森林整備を行うべき森林の所有者及び境界が不明確である事や、比較的作業条件が良い場所に地目が畑等の人工林・天然林が存在する事が面的な森林施業の集約化の促進を困難にしている。

そのため、フォレスタ、森林施業プランナー、県、森林組合等の、林業経営体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、森林所有者及び森林境界の明確化、意欲と能力のある林業経営体等による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合等の林業経営体は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き伐りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者、フォレスタ、

森林施業プランナー、林業普及指導員、県林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

さらには、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50

標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案すること。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹種	生産目標	期待径級（c m）	主伐の時期（年）
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

3 その他必要な事項

- ①木材生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。
- ②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを

実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

- ③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。
- ④伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分に留意することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、広葉樹（高木性）

※ 上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ・モミ		3,000	
広葉樹		3,000～6,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合又は低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植

栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは全刈り地拵えの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う。 低コスト造林の機械地拵えでは、集材等で使用したグラップル等の機械により末木枝条等を整理し植栽場所を確保するなど、造林・保育作業の低コスト化を図る。
植付けの方法	植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 (1)裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。 (2)ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。 その他、植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。 (3)コンテナ苗を植栽する場合 植栽する深さは、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出る位にする。乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上に軽く土をかける。 (4)その他 植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等

	の被害対策を実施する。
植栽の時期	裸苗を植栽する場合は、根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。 ポット苗・コンテナ苗を植栽する場合は、植栽の時期は、厳冬期・乾燥期を除けば時期を選ばない。

※上記の表による標準的な方法によるものの他、状況に応じてコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を検討し、低コスト化に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、シラベ、ケヤキ、クヌギ、コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、セン、カエデ、サクラ、シデ、カツラ、ミズメ、広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を成立させることとする。天然更新の本数に算入

すべき立木の高さである草丈については、概ね50センチメートルとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の幼稚樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して必要な本数の植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。
更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第2の1の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50センチメートル以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数とする。(ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。利用間伐及び保育作業について適切な時期及び方法により積極的に推進することとする。

間伐の実施については、施業実施協定や国庫補助事業等の活用による間伐の推進と併せ、①作業路網の整備、②林業経営体への一括委託、③林業経営体の林内作業車及び集材機等の購入による作業の効率化、④間伐材の商品化及び需要開発等により、積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

なお、間伐については、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽 本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法（％、本）		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	(間伐率（本数）) 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14～18	19～26	27～32	長 伐 期 施 業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18～22	28～32	長伐期 施業		(30～40) 800～1,000	(35～45) 600～800	
ヒノキ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	16～22	23～29	30～36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18～24	30～36	長伐期 施業		(20～35) 600～800	(30～40) 500～700	
アカ マツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	4,000	16～20	21～26	27～32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
カラ マツ	中仕立て (一般材生産) (長伐期施業)	3,000	14～18	19～26	27～32		(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～40) 300～500

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法 (中 仕 立 て)	備 考
		年														
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	15	20			
下 刈	ス ギ	1	1	1	1	1	1							植栽木の高さが、下草の概ね1.5倍になるまで行う。 実施時期は、6～8月頃を目安とする。		
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1									
	アカマツ	1	1	1	1	1										
	カラマツ	1	1	1	1	1										
つる切	ス ギ								1					下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じ て行う。 実施時期は、6月～7月頃を目安とする。		
	ヒノキ									1						
	アカマツ							1								
	カラマツ							1								
除 伐	ス ギ									1				造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。 実施時期は、8～10月頃を目安とする。		
	ヒノキ										1					
	アカマツ									1						
	カラマツ									1						
枝打ち	ス ギ									1		1		病虫害等の発生を 予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬とする。		
	ヒノキ									1			1			
	アカマツ															
	カラマツ															

下刈の回数を省略する場合は、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。下刈の終了時期は、大部分の造林木が周辺植生の高さと同様以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。必要に応じて、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な方法を決定すること。

3 その他必要な事項

(1) 間伐及び保育の基準

局地的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は次に示すとおりとする。

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹 種	仕立ての方法	収量比数 (Ry)	備 考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。 初回間伐については収量比数 0.7 前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数＝（森林の立木の単位面積当たりの材積）／（樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積）

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積

（R y＝0.8 となる材積）

単位 m3/ha

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
7	124	150	98	78
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林^{かん}）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	5 0	5 5	5 0	5 0	6 0	8 0	4 0	2 5	6 0

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るため

の森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとするが、複層林施業によっては、公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、標準伐期齢のおおむね２倍以上の林齢とした上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

このため、以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表２に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全城	８０	９０	８０	８０	１００	１４０	６０	３０	１００

２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）の区域を別表１のとおり定める。

(2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第1の2に示した主伐時期を目安とする。
主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が20ヘクタール以下となるようにする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的かつ効率的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。

【別表1】

区分	森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 ^a	134, 141～144 林班 ただし、以下の林小班を除く (134 い 1～4, 6, ろ 1, 2, 4, は 4～15, ほ 5～7, 9～11, へ 1～3, 7～10, と 1, 141 い 1, 2, ろ 6, ほ 2, へ 1, 3～5, と 1, 2, 7, 8, 11, ち 1, 142 い 3, ろ 3, は 3, に 1, ほ 4～9, と 2～4, 143 い 1, 2, 4, に 2, 3, ほ 1, 2, 6, へ 1, 2, 4, と 1, 3, ち 3, 4, 144 ろ 1, 2, に 1, 2, 4～7, 10～12, ほ 1, 2, 4, へ 1, 2, 4～8, ち 1, り 3～5, 7, ぬ 1～5, 7, 8, る 1, 2, 5, か 2, よ 4, 6, た 6, れ 1, 3, 6～8, 10, そ 1, つ 1, 2)	244. 40
	民有林 ^a	1～8, 10～14, 17～24, 101～103, 105～110, 112～122, 201～210 林班 ただし、以下の県行分収林を除く 13 (962), 113(1934)	3710. 14
	小計		3954. 54

土地に関する災害の防止及び 土壌の保全の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進 すべき森林	県 有 林 b	134, 141～144 林班 ただし、以下の林小班を除く (134 い 1～4, 6, ろ 1, 2, 4, は 4～15, ほ 5～7, 9～11, へ 1～3, 7～10, と 1, 141 い 1, 2, ろ 6, ほ 2, へ 1, 3～5, と 1, 2, 7, 8, 11, ち 1, 142 い 3, ろ 3, は 3, に 1, ほ 4～9, と 2～4, 143 い 1, 2, 4, に 2, 3, ほ 1, 2, 6, へ 1, 2, 4, と 1, 3, ち 3, 4, 144 ろ 1, 2, に 1, 2, 4～ 7, 10～12, ほ 1, 2, 4, へ 1, 2, 4～8, ち 1, り 3～5, 7, ぬ 1～5, 7, 8, る 1, 2, 5, か 2, よ 4, 6, た 6, れ 1, 3, 6～8, 10, そ 1, つ 1, 2)	244. 40
	民 有 林 b	県 行 分 収 林 1(450, 521, 669), 3(398, 1082), 4(360, 3 97, 448), 5(862, 964), 9(449), 13(1352, 1489), 14(1351, 1487, 1488, 1489, 1490, 2114, 2147), 15(767, 1084, 1224, 1351, 1 624, 1625, 1626), 17(1083, 1223), 18(96 3, 1491, 1627), 19(1492), 22(1493), 21(963), 23(319, 399, 524, 584), 101(243, 5 87, 671), 102(1353, 1354), 105(241, 318) , 106(242), 107(520, 771, 863), 112(58 5, 1807, 2034), 113(450, 519, 586, 670, 7 68), 116(769, 770, 1355, 1494), 118(108 5, 1086, 1087), 122(1225, 1226), 203(58 8, 672), 206(451)	253. 89
	小計		498. 29
快適な環境の形成の機能の 維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	県 有 林		
	民 有 林		
	小計		0

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		県有林		
		民有林		
		小計		0
	うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
		民有林		
		小計		0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林	133, 134, 135-1, 135-2, 141～144 林班	603. 61	
	民有林	1～24, 101～103, 105～122, 201～210 林班	4, 113. 78	
	小計		4, 717. 39	

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

※ 民有林（b）の外数字は林班番号を、かっこ内の数字は台帳番号を示す。

【別表 2】

施業の方法			森林の区域		面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林			県有林	別表１：県有林 a に示す区域 全て	244. 40
			民有林	別表１：民有林 a に示す区域 全て	3, 710. 14
			小計		3, 954. 54
	長伐期施業を推進すべき森林		県有林		
			民有林		
			小計		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進	県有林	別表１：県有林 b に示す区域 全て	244. 40

	すべき森林（択伐によるものを除く）	民有林	別表１：民有林bに示す区域 全て	253.89
		小計		498.29
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	県有林		
		民有林		
		小計		0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	県有林		
		民有林		
		小計		0

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の森林面積の約78.4%を占める個人森林所有者の所有森林の多くは分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、森林施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加していることから、このままでは、森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、県林業普及指導員、フォレスター、及び町職員等が参加する会合を開催するなどの取り組みにより、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図る。

また、林業経営の合理化、効率化のため森林施業の集約化を進め、意欲と能力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、森林経営計画を作成することを促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等の、

林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の委託を実施する際には、受託者である森林組合等の林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（５年間）において、自ら森林の経営を行うことができる造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進する。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、林業普及指導員及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。

③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

路網整備水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	—	5 以上

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表 1 及び表 2 を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表 1 低コスト作業システムの分類例（富士川中流地域森林計画より転載）

①	ハーベスタ＋（グラップル）＋フォワーダ	車両系
②	チェーンソー＋グラップル木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
③	チェーンソー＋グラップル（ウィンチ）木寄せ＋プロセッサ＋フォワーダ	
④	チェーンソー＋（グラップル）＋スキッド＋プロセッサ	
⑤	チェーンソー＋プロセッサ＋フォワーダ	
⑥	チェーンソー＋スイングヤード＋プロセッサ＋（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー＋タワーヤード＋プロセッサ＋（フォワーダ）	

表2 低コスト作業システム選択表（富士川中流地域森林計画より転載）

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	架線系
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩：20° 以上～30° 未満 急：30° 以上

〈路網密度〉 密：100m/ha以上 中：50m/ha以上～100m/ha未満 疎：50m/ha未満

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

- 3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

開設

開設	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (km) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半 5 カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	市川三郷町	桜峠	0.2	201			
開設合計				1	0.2				

拡張

拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (km) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半 5 カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	市川三郷町	折八古関	0.5	1,230			
〃	〃	〃	〃	千波滝畑熊	0.5	280			
〃	〃	〃	〃	下芦川	0.5	239			
〃	〃	〃	〃	桜峠	1.0	201			
〃	〃	〃	〃	山保	0.5	198			
小計				5	3.0	2,148			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	市川三郷町	下芦川	2.0	239			
〃	〃	〃	〃	桜峠	1.0	201			
小計				2	3.0	440			
拡張合計				7	3.0 3.0	2,588			

注 1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張にあたっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。

3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 位置欄は、字、林班等を記載する。

5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。

6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

7 計画の始期から 5 年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半 5 年分の

計画箇所欄に○印を記載する。

8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

9 かつこが付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持増進に関する事項

市川三郷町が作設した基幹路網については市川三郷町を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

（2） 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で重要な基盤であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしているため、早急に整備を図っていくことが必要である。

開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け森整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修繕コストがかからない）構造とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1） 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の個人森林所有者の大部分は、分散化しているため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の集約化を進めるにあたっては、意欲と能力のある林業経営体等による森林経営の集約化、並びに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、林業専用道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入による作業の合理化及び効率化に努めることにより、安全かつ安定的な労働環境を作ることにより林業従事者の養成及び確保を

推進する。また森林組合は作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化に努めることとする。

（２）林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、林業への意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備するものとする

②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっており、林業経営体が地域の森林整備の担い手として、安全作業を第一とし、安定した経営ができるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓については町として検討をすることとし、林業経営の活性化を高めるようにする。さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、特用林産物の開発に努めることとする。

（３）林業経営体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業経営体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や連携、経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）林業機械化の促進方向

従前は、チェーンソー、林内作業車、小型集材機による作業が一般であり、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努めるものとする

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ ハーベスタ
集 材		小型集材機	林内作業車 グラップル（ウインチ） 小型集材機 スイングヤーダ
造 林	地 拵	チェーンソー	チェーンソー グラップル クラッシャー
保育等	下 刈 枝 打	刈払機 人 力	刈払機 リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

- ①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。
- ②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業路網の整備を行うものとする。
- ③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。
- ④林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用を検討を行うものとする。
- ⑥場合によっては他の森林組合等の及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3のとおり定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

市川三郷町のほぼ全域にわたりニホンジカによる被害が確認されていることから、ニホンジカによる被害防止のために次のア、イに掲げる鳥獣害防止対策を推進し、特に人工植栽を予定している森林を中心に防護柵等の被害対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携することとする。

ア 植栽木の保護措置

忌避剤の散布、防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの設置等、なお防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

【別表3】

区分	森林の区域		面積（ha）
ニホンジカ	県有林	133～135-1, 135-2 141～144 林班	4, 662. 64
	民有林	1～24, 101, 102, 106～122, 201～210 林班	

2 その他必要な事項

鳥獣害防止の実施状況を確認する方法としては、事業体からの聞き取りによる情報収集や必要に応じて現地調査を行うこととする。また、鳥獣害防止の方法が実施さ

れていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松くい虫被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び市川三郷町松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については伐倒くん蒸処理による駆除を実施する。

ナラ枯れについては、令和元年11月に南部町と身延町で被害発生が確認された。町内では未だ発生の報告はないが、被害を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから10月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化と防除に努め、被害拡大の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、森林所有者の理解を得ながら、駆除及び被害木の伐採・有効利用に関する指導を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合等の、森林所有者等との情報の共有など、連携に努めることとする。また、地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体になって健全な森林育成に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

近年、町内の里山地域で、クマ等の獣害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。里山に近い山林の多くが藪化、雑木林化し野生動物のすみかとなり、そのすみかが農地と隣接してしまったことで農作物被害が加速している。

補助事業を有効に活用し、防護柵の設置、藪の刈り込み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施し、緩衝帯の整備を進めながら、被害の拡大を防止することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火

事防止パトロールを恩賜林保護組合にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、市川三郷町火入れに関する条例等、関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該当なし		

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

該当無し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当無し

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当無し

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当無し

(2) 立木の期待平均樹高

該当無し

4 その他必要な事項

該当無し

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班		区域面積（h a）
三珠	県有林	133～135-2 林班	2016.70
	民有林	5～24 林班	
市川大門	県有林	141～144 林班	1751.44
	民有林	1～4、108～122 林班	
六郷	県有林		949.25
	民有林	101～107、201～210 林班	

※ 民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) その他

森林経営計画の策定に際しては次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ①Ⅱの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」においては、主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本町では3地区の小学校で緑の少年少女隊が結成されており、授業の一環として花の植栽を実施するなど地元地区の緑化に貢献している。

また、森林の有する環境の保全機能の維持増進を図るべく、富士見ふれあいの森公園の周辺及び市川三郷町広域農道沿いの山林において地域住民を主体とする森林保全活動を促進し、森林環境の保全に努める。

また、県や町で行う各種イベントを通じて、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むように、森林づくりへの住民参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可(森林法第34条の2第1項に規定する択伐及び同法第34条の3第1項に規定する間伐を実施する場合にあつては、あらかじめ知事に届出書の提出)が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているので、当該制限に従って施業を実施すること。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養	1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができ、面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の

保安林	の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては択伐とする。 (その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。) 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	は20ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。
-----	---	---	---

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。 また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3による。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものにつ

	3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	るが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	いてはこの限りでない。
水 害 防 備 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	
種 類	伐 採 方 法	伐 採 の 限 度	更 新 方 法
保 健 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとす	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ヘクタール以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によ	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものにつ

る。 3) 間伐により伐採できる 箇所は、注1による。	るが当該保安林の指定施 業要件に定められた範囲 内とする。	いてはこの限りでない。
-----------------------------------	-------------------------------------	-------------

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

- 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実にあると認められる範囲内の材積とする。

- 4 植栽本数は、おおむね1ヘクタール当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ヘクタール当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

$V^{2/3}$	5	6	7	8	9	10	11	12
(5/V)	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
$V^{2/3}$	13	14	15	16	17	18	19	20
(5/V)	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は市川三郷町森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

①国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第 一 種 特 別 地 域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ① 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない

	場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

②県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐 採 の 方 法	(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸 20 メートル幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。 (2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が 10 ヘクタールを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ

	ば接続して伐区を設定できないものとする。 (3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：択伐対象面積300平方メートル

②自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率20%

b その他の場合：伐採対象面積2,500平方メートル

③自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

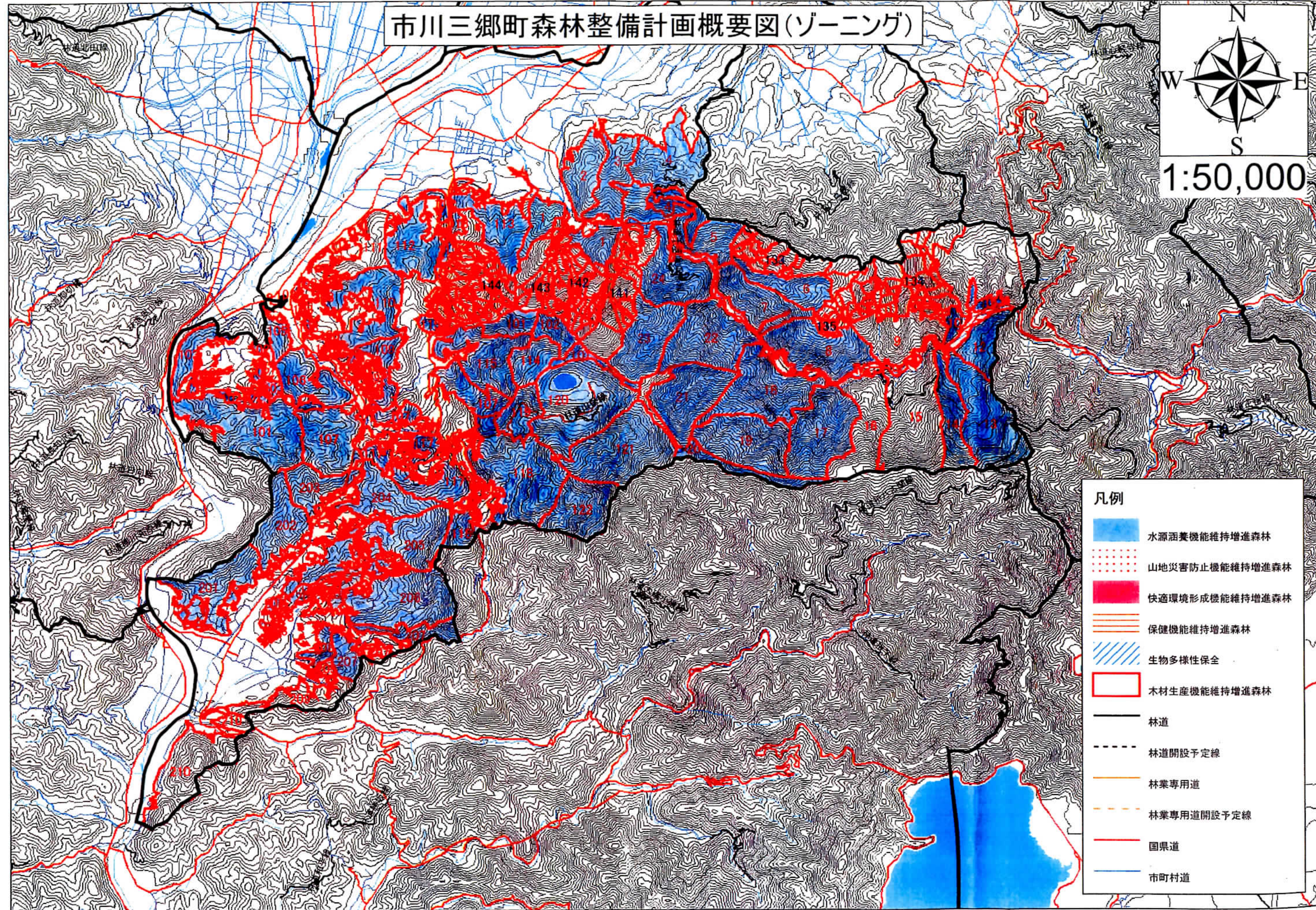
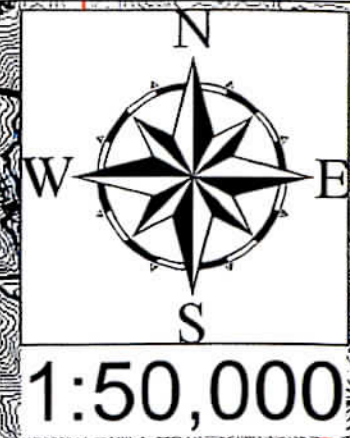
(3) 町有林の整備について

現在は人工林を中心に146.85ヘクタールの森林を所有しており、人工林については森林組合等の林業経営体に森林整備を委託し、実施することとする。

(4) 森林化した農地の整備について

適切な管理がされず耕作が放棄されている農地の中には、森林の中に介在し、あるいは農地と森林との境界に位置し、現況森林となって周囲の森林と一体化しているものが多い。これらの農地の内、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当であると認められるものについては、農地法等による手続きを行い、地域森林計画対象森林に編入した上で、森林整備を進める事を検討することとする。

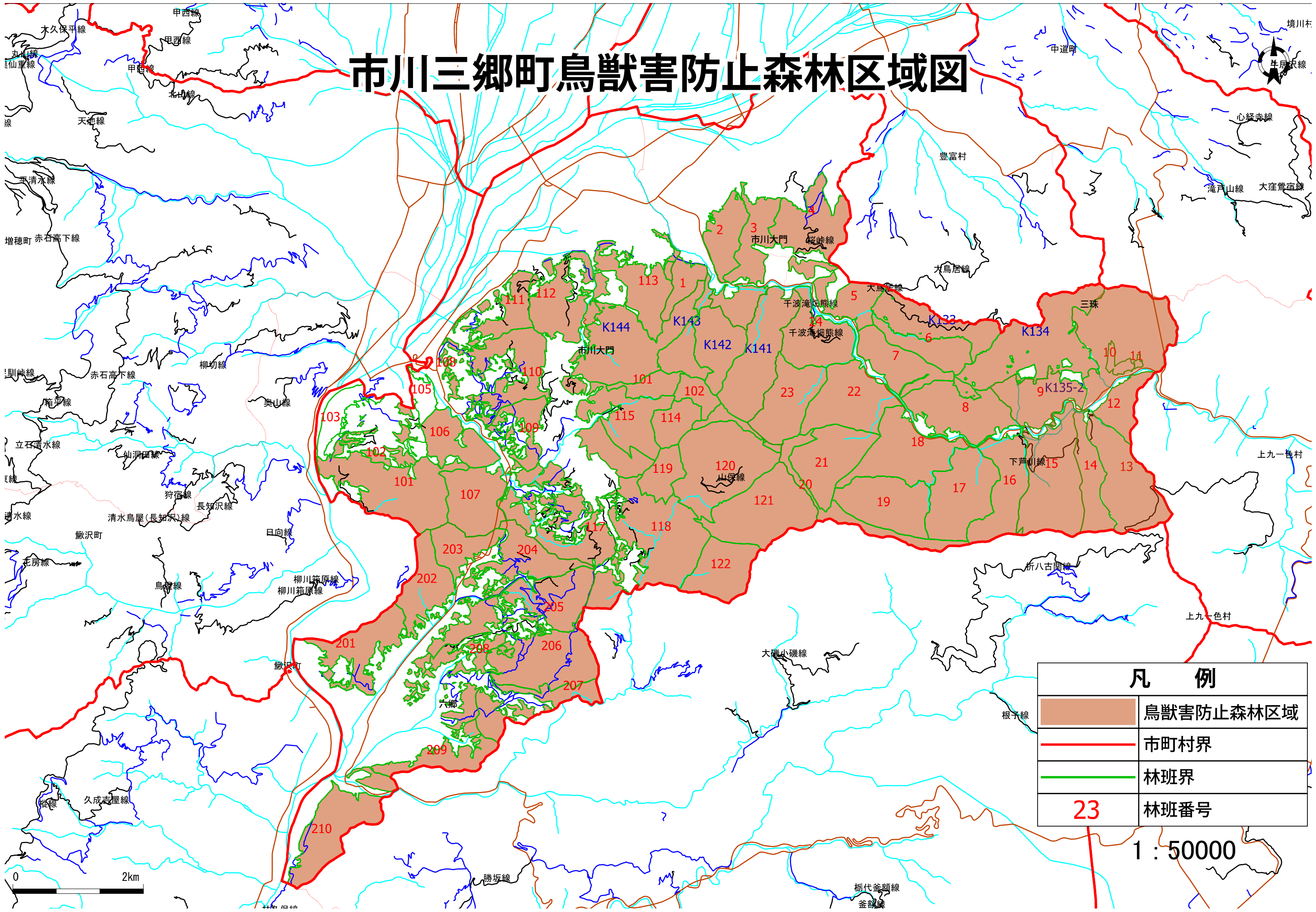
市川三郷町森林整備計画概要図(ゾーニング)



- 凡例
- 水源涵養機能維持増進森林
 - 山地災害防止機能維持増進森林
 - 快適環境形成機能維持増進森林
 - 保健機能維持増進森林
 - 生物多様性保全
 - 木材生産機能維持増進森林
 - 林道
 - 林道開設予定線
 - 林業専用道
 - 林業専用道開設予定線
 - 国県道
 - 市町村道

0 2,000 4,000 8,000 m

市川三郷町鳥獣害防止森林区域図



凡 例	
	鳥獣害防止森林区域
	市町村界
	林班界
23	林班番号

1 : 50000

参考資料

1 市町村森林整備計画概要図

別添のとおり

2. 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総 数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成17年	17,939	8,708	9,231	2,251	1,191	1,060	2,408	1,221	1,187
	平成22年	17,111	8,300	8,811	2,001	1,043	958	2,108	1,088	1,020
	平成27年	15,673	7,561	8,112	1,674	876	798	1,804	940	864
構成比 (%)	平成17年	100.0	100.0	100.0	12.5	13.7	11.5	13.4	14.0	12.9
	平成22年	100.0	100.0	100.0	11.7	12.6	10.9	12.3	13.1	11.6
	平成27年	100.0	100.0	100.0	10.7	11.6	9.8	11.5	12.4	10.7

30～44歳			45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
2,987	1,551	1,436	5,018	2,512	2,506	5,275	2,233	3,042
2,764	1,423	1,341	4,719	2,424	2,295	5,519	2,322	3,197
2,316	1,219	1,097	4,295	2,173	2,122	5,584	2,353	3,231
16.7	17.8	15.6	28.0	28.9	27.1	29.4	25.6	32.9
16.1	17.1	15.2	27.6	29.2	26.0	32.3	28.0	36.3
14.8	16.1	13.5	27.4	28.8	26.2	35.6	31.1	39.8

(注) ・国勢調査より。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木製品製造業	
実 数 (人)	平成17年	8,819	467	9	—	476	3,483	—	4,840
	平成22年	7,874	365	12	1	377	2,828	—	4,646
	平成27年	7,422	348	10	0	358	2,515	—	4,516
構成比 (%)	平成17年	100.0	5.3	0.1	—	5.4	39.6	—	55.0
	平成22年	100.0	4.6	0.2	0.01	4.81	35.9	—	59.0
	平成27年	100.0	4.7	0.1	—	4.8	33.9	—	60.8

(注) 平成27年度国勢調査より。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実 数 (ha)	平成17年	7, 507	230	94	46	90	-	-	-	-	4, 834	4, 835	-	2, 442
	平成22年	7, 507	200	82	48	69	-	-	-	-	4, 795	4, 795	-	2, 512
	平成27年	7, 518	192	74	65	53	-	-	-	-	4, 776	4, 776	-	2, 550
構成比 (%)	平成17年	100	3. 1	1. 3	0. 6	1. 2	-	-	-	-	64. 4	64. 4	-	32. 5
	平成22年	100	2. 7	1. 1	0. 6	0. 9	-	-	-	-	63. 9	63. 9	-	33. 4
	平成27年	100	2. 6	1. 0	0. 9	0. 7	-	-	-	-	63. 5	63. 5	-	33. 9

(注) ・総土地面積は、令和元年全国都道府県市区町村別面積調より。

・農地面積は、2015年農林業センサスより。

・森林面積は、山梨県森林整備課業務資料より。

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	工場・事業 場用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・レジ ャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
22年	—	—	—	—	—	—	—
25年	1						1
28年	0.29						0.29

(注) ・平成22年は世界農林業センサスに記載なし。

・平成25年、平成28年は、伐採及び伐採後の造林届出書より。

・年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地面積			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総 数		4,776.05 ha	100.0 %	4,669.30 ha	1,599.88 ha	3,069.43 ha	33.5 %
国有林 (官行造林)		58.66 (58.66)	1.2 (1.2)	51.28 (51.28)	51.28 (51.28)	0.00 (0.00)	87.4 (87.4)
公有林	県 有 林	627.97	13.1	600.36	383.64	216.73	61.1
	(その他県有林)	(24.36)	(0.5)	(21.38)	(0.00)	(21.38)	(0.0)
	市町村有林	146.85	3.1	146.51	79.25	67.26	54.0
	財産区有林	196.77	4.1	196.40	141.31	55.09	71.8
私有林		3,745.8	78.5	3,674.75	944.40	2,730.35	25.2

(注) ・山梨県森林整備課業務資料より。

・県有林は、植樹用貸地は含まない。

・その他県有林は「県有林」の内数であり、森林環境部以外の所管のもの及び森林環境部所管のうち特別会計以外のもの。

- ・市町村有林は、市町村有林及び市町村有林（県有林植樹用貸地）。
- ・財産区有林は、財産区有林及び財産区有林（県有林植樹用貸地）。
- ・私有林は、上記以外のもの。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実 数 Ha	平成 2 年	3,631	3,306	325	215	110
	平成12年	3,385	2,806	579	374	205
	平成17年	3,343	2,779	564	367	197

(注) ・1990 世界農林業センサス、2000 世界農林業センサス、2005 農林業センサスより。

③ 民有林の齡級別面積

單位 面積：ha

齡級別 区分		総数	１・２ 齡級	３・４ 齡級	５・６ 齡級	７・８ 齡級	９・１０ 齡級	１１齡級 以上
民有林		4,717.39	2.18	32.4	111.74	331.17	512.04	3628.5
人工林計		1,548.6	2.18	27.63	91.36	246.42	338.55	842.46
主要樹種別面積	スギ	0.05	0	0	0	0	0	0.05
	ヒノキ	9.61	0	0	4	1.6	0.02	3.99
	アカマツ	92.84	0	0	0	0.2	0.87	91.77
	カラマツ	1.21	0	0	0	0	0	1.21
	モミ・シラベ	0.09	0	0	0	0	0	0.09
	その他針	3.92	0	0	0	0	0.07	3.85
	クスギ・ナラ類	303.06	0	0	1.67	5.41	3.67	292.31
	その他広	2658.65	0	4.77	14.71	77.54	168.86	2392.77
天然林計		3,069.43	0	4.77	20.38	91.28	299.87	2,786.04
除地等		99.36	0	0	0	0	0	0

(注) ・山梨県森林整備課業務資料より。

④ 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体数				
保有山林無し	2	10～20ha	-	50～100ha	-
～5ha	1	20～30ha	-	100～500ha	-
5～10ha	-	30～50ha	-	500ha以上	-
				総数	3

(注) ・2015 農林業センサスより。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
基幹路網	5	8.9	
うち林業専用道	0	0.0	

(注) ・山梨県治山林道課業務資料より

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (k m)	備考
森林作業道	1	0.1	

(注) ・山梨県森林整備課業務資料より。

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		35,217
内 訳	第1次産業	669
	うち林業 (B)	34
	第2次産業	15,059
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
	第3次産業	19,323
B + C / A (%)		0.09

(注) 平成27年度 市町村民経済計算報告による

各数値の合計は、四捨五入のため一致しないことがある

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(平成28年現在)

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	53	1,737	636,657
うち木材・木製品製造業 (B)	-	-	-
B / A (%)	-	-	-

(注) ・平成26年 工業統計調査結果報告 (山梨県) より。

・製造業には、林業が含まれない。

(6) 林業関係の就業状況

(平成30年3月31日現在)

区 分	組合・事業者数	就 業 者 数		備考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	39	11	峡 南 森 林 組 合
素 材 生 産 業	—	—	—	
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 (家 具 を 除 く)	—	—	—	
森 林 管 理 事 務 所	1	22	3	
合 計	2	61	14	

(注) ・森林組合は、平成30年度森林組合一斉調査による。

・素材生産業は、平成30年度労働力対策調査による。

・木材・木製品製造業は平成30年木材関係事業者リスト（平成30年度実績）による。

・森林管理事務所は、山梨森林管理事務所聞き取りによる。（平成30年度末値）

(7) 林業機械等設置状況

機械機種	摘 要	単位	合計	会社	森林組合	その他
索 道	索道重量式	セット	0			
	索道動力式	セット	0			
集材機	小型集材機（動力10ps未満）	台	0			
	大型集材機（動力10ps以上）	台	0			
モノケーブル	ジグザク集材施設	台	0			
リモコンウィンチ	リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	台	0			
自走式搬器		台	0			
モノレール	懸垂式を含む	台	0			
運材車	動力20ps未満	台	0			
	動力20ps以上	台	0			
ホイールトラクタ	林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	台	0			
クローラトラクタ	上記でクローラタイプのもの	台	0			
育林用トラクタ	主として地寄せ等の育林作業用	台	0			
フォークリフト		台	0			

フォークローダ			台	0			
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	台	0			
	運材機能あり	クレーン付きトラック					
トラクタショベル		搬出、育林等に係わる土工用	台	0			
ショベル系掘削機械		搬出、育林等に係わる土工用	台	0			
チェーンソー			台	1			1
チェーンソーリモコン装置		リモコンチェーンソー架台	台	0			
刈払機		携帯式刈払機	台	1			1
植穴堀機			台	0			
動力枝打機	自動木登り式		台	0			
	背負い式等の上記以外のもの		台	0			
苗畑用トラクタ			台	0			
樹木粉碎機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	台	0			
フェラーバンチャ		立木を伐倒、集積する自走式機械	台	0			
スキッダ		牽引式集材専用のトラクタ	台	0			
プロセッサ		枝払い・玉切りする自走式機械	台	0			
ハーベスタ		伐倒・枝払い・玉切りする自走機械	台	0			
フォワーダ		積載式集材専用車両	台	0			
タワーヤーダ		元柱を具備した自走式機械	台	0			
スイングヤーダ		簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	台	0			
その他の高性能林業機械①		フォーク収納型グラップルバケット（フェリングヘッド付きを含む）	台	0			
その他の高性能林業機械②		グラップルバケット以外	台	0			
グラップルソー		巻立・玉切り自走式機械	台	0			

（注）・山梨県林業振興課業務資料より（平成 31 年 3 月 31 日現在）。

(8) 林産物の生産概況

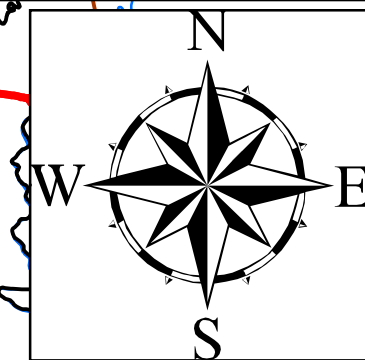
種類	素材	チップ	苗木	乾しいたけ	生しいたけ	なめこ	えのきたけ
生産量	m ³ —	t —	千本 0	k g 0	k g 0	k g 0	k g 0

種類	ひらたけ	まいたけ	くりたけ	エリンギ	きくらげ	わさび	たけのこ
生産量	k g 0	k g 0	k g 0	k g 0	k g 0	k g 0	k g 0

種類	木炭（白・黒）	竹炭	粉炭	薪	木酢液	竹酢液
生産量	k g 0	k g 0	k g 0	m ³ 0	L 0	L 0

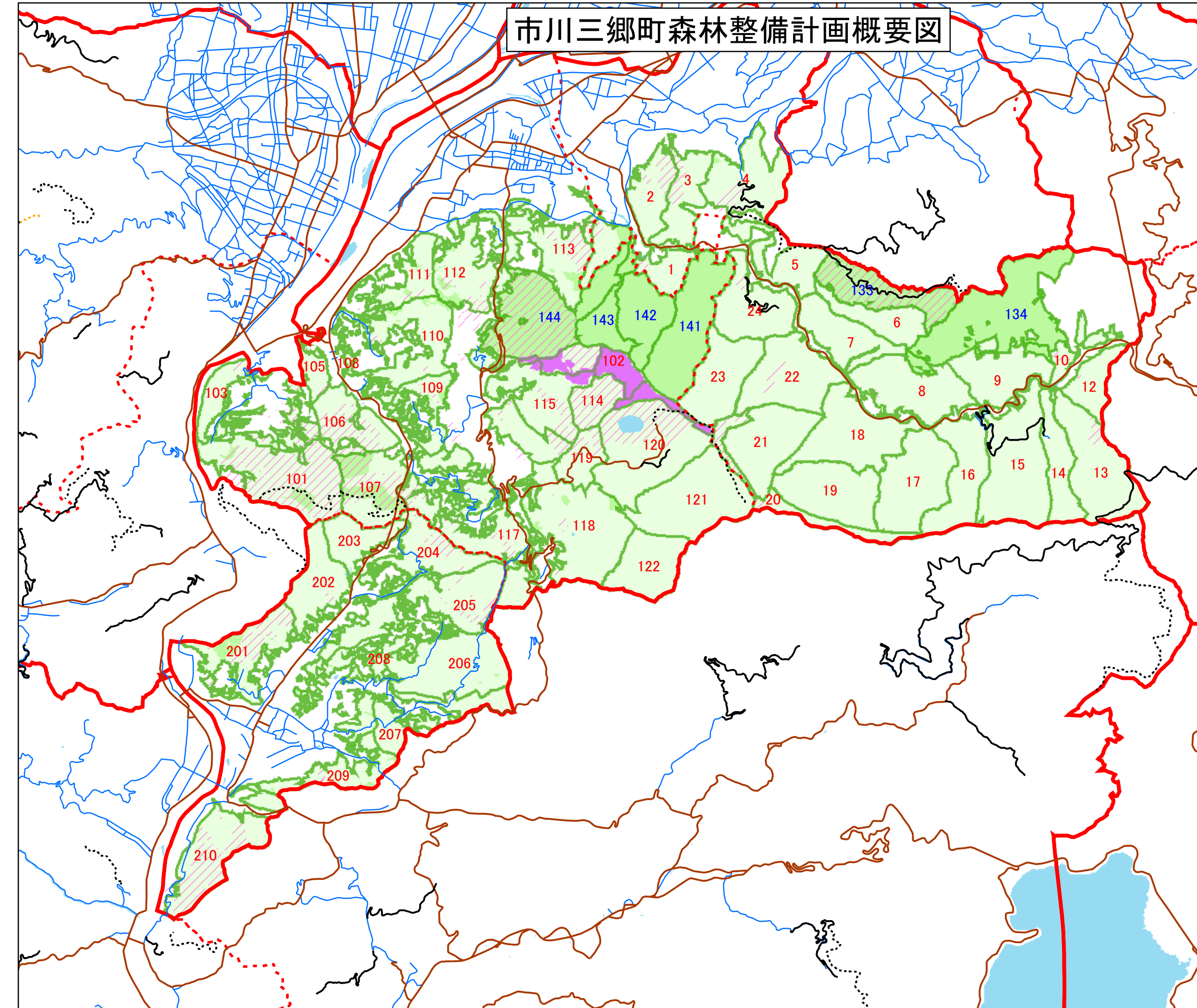
- (注) 1. 山梨県森林環境部森林整備課及び林業振興課業務資料より。
2. 苗木は平成 30 年度、それ以外は平成 30 年（暦年）の生産量。

市川三郷町森林整備計画概要図



1:50,000

- 凡例
- 市町村界
 - 旧市町村界
 - 民有林
 - うち公有林
 - 国有林
 - 農地
 - 植栽によらなければ更新が困難な森林
 - 保健機能森林
 - 植栽によらなければ更新が困難な森林
 - 保健機能森林
 - 保安林・他法令による地区指定
 - 路網整備等推進区域
 - 林道
 - 林道開設予定線
 - 林業専用道
 - 林業専用道開設予定線
 - 国県道
 - 市町村道
 - 活動拠点施設
 - 森林整備に必要な施設
 - 林産物生産加工販売施設
 - 生活環境施設
 - 森林の総合利用施設



0 2,000 4,000 8,000 m